

公の施設「名張市総合福祉センターふれあい」の管理の方針について

1. 施設名称

施設名	名張市総合福祉センターふれあい
所在地	名張市丸之内79番地

2. 所管部署

施設の設置目的 事業等の概要	<施設の設置目的> 名張市における社会福祉事業を総合的に推進し、高齢者の生きがいづくり、子ども・若者の居場所づくり等の事業の実施によって多世代の交流を図り、市民福祉の向上を図るために設置。 <事業等の概要> ○総合福祉センターの利用に関する事業 ・施設利用の許可・取消、利用の制限その他に関する業務 ・施設利用料金の徴収・返還その他利用料金に関する業務 ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・施設の電気料金・水道料金及びガス料金の徴収・支払いに関する業務 ・電気の保安、その他施設の安全対策に関する業務 ・災害時における避難場所の提供及び災害対策への協力 ・施設を活用した社会福祉の増進に寄与する事業の実施 ○保健及び福祉等の関係機関との連携を図る事業 ○高齢者の生きがいづくり及び介護予防に関する事業 ○子ども・若者の居場所づくり及び健全育成に関する事業 ○地域住民の世代間交流事業
所管部署	福祉子ども部 医療福祉総務室

3. 現在の管理状況

指定管理者名	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

4. 令和7年度以降の管理の方針

名張市総合福祉センターふれあい（以下「総合福祉センター」といいます。）においては、社会福祉事業の総合的な推進や市民福祉の増進を目的に施設活用を進めてきました。

また、名張市老人福祉センター「ふれあい」（以下「老人福祉センター」といいます。）は、老人福祉法に基づく「老人福祉センター」として、高齢者の心身の健康と生きがいの増進、介護予防等の場として提供してきました。

その一方で、社会情勢や地域のニーズ等を踏まえ、時代に合ったサービスを提供していくことが求められる中で、これまで両施設が担ってきた役割や取組等を継承するとともに、子どもから高齢者までの市民のふれあいの場として、総合福祉センターを新たな交流拠点と位置付け、整備するための方針を本年度中に策定するとともに、多世代の地域交流や共生型施設としての活用に向けた条例整備を行い、令和7年4月に老人福祉センターを総合福祉センターに統合・一元化します。

令和7年度は、令和8年度に供用開始予定のユースプレイスの設置に係る施設改修等を行うための移行期間となるため、利用時間や利用対象者、利用料等については現行の形態を維持することを基本とします。令和8年度以降の利用形態等については、施設整備の状況等を勘案しながら、継続して検討を進めることとします。

5. 指定管理の実施時期

実施時期	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）
------	-------------------------

6. 特記事項

非公募による指定管理者候補者の選定

社会福祉法人名張市社会福祉協議会を指定管理者候補者とします。

（理由）

名張市社会福祉協議会は、本市の地域福祉の推進を図ることを目的として設置された団体であり、本施設を拠点とする社会福祉法人連絡会や老人クラブ連合会等の事務局を担うなど、福祉団体の活動支援等も行っており、本市と連携しながら地域共生社会の実

現に向けた事業を実施しています。

本施設は本市の総合的な福祉の拠点であり、地域福祉推進の中核を担う同会が管理運営を行うことで、その役割の発揮と施設の有効活用の相乗効果が見込まれます。また、指定管理業務を行うに当たっては、本施設内に事務所を有する同会の職員が指定管理における管理業務担当者を兼務する形で配置されており、指定管理における人件費支出額がその分低く抑えられています。

同会は、開設当時より総合福祉センター、老人福祉センター両施設の管理委託を受託し、平成18年度からは指定管理者として施設管理や事業運営を行うなど、相応の実績と経験を有すること、令和7年度は、ユースプレイスの設置に係る施設改修等を行うための移行期間に当たる管理期間であることなどを鑑み、令和7年4月から令和8年3月までの1年間を実施期間と定めて、名張市社会福祉協議会に引き続き本施設の指定管理を担っていただくことが適切と考えます。

公の施設「名張市総合福祉センターふれあい」の指定管理者制度活用に係る検討内容

(部室名) 福祉子ども部医療福祉総務室

1. 指定管理者制度の有効活用の検討

(1) 施設概要、現在の運営状況

ア. 所在地：〒518-0718 三重県名張市丸之内79番地

イ. 施設の設置目的

本施設は、本市における社会福祉事業を総合的に推進し、市民福祉の増進を図るために設置しています。

ウ. 施設の内容

敷地面積：6,672.89㎡

建設：平成8年3月竣工

構造：鉄筋コンクリート造り

規模：地上3階建

延床面積：5,436.62㎡

建築面積：2,398.67㎡

設備及び事業の概要：

	現在	令和7年度以降
1階	大会議室 (300 ㎡) 会議室 1 (69 ㎡)・会議室 2 (69 ㎡) デイサービスセンター ハローワークプラザ 障害者人材センター	現状どおり活用 (貸館利用等を継続)
2階	会議室 2 (90 ㎡)・会議室 3 (34 ㎡) 展示ホール (95 ㎡) おもちゃ図書館 (49 ㎡) ボランティアルーム (49 ㎡) 福祉団体事務室 (47 ㎡) 社会福祉協議会事務室 社会福祉協議会事業所 シルバー人材センター 家庭児童相談室	現状どおり活用 (貸館利用等を継続)

3階	視聴覚室（45 m ² ） 茶室（和室・45 m ² ） 調理実習室（48 m ² ） 教養娯楽室＋舞台（和室・170＋43 m ² ） 図書室（50 m ² ） 健康指導室（49 m ² ×2 部屋 可動間仕切り） 介護予防演習室（48 m ² ） 運動機能訓練室（138 m ² ） 管理事務室（27 m ² ） ※入浴施設は令和5年5月より利用停止 ※福祉バスの運行	・高齢者の生きがいづくり及び介護予防に関する事業（継続） ・多世代交流事業（新規） ・ユースプレイスの設置（新規） ※入浴施設は廃止 ※福祉バスは廃止
駐車場	80台	現状どおり活用

エ．現在の運営状況

平成8年3月の開設当時より名張市社会福祉協議会に施設の管理運営業務を委託し、平成18年度からは指定管理者制度の導入により、総合福祉センター、老人福祉センターの2施設の運営を進めてきました。

指定管理制度導入時は3年の指定管理期間とし、以降は5年毎に指定管理期間を更新してきましたが、令和5年度から両施設の在り方の見直しを進める中で、令和6年度は見直し検討・移行期間として指定管理期間を1年として運営しています。

（2）施設設置に関連する法律・条例等

- ・名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
- ・名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

（3）他市の類似施設の事例

ア．伊賀市

伊賀市総合福祉会館：

令和5年4月～令和10年3月まで 指定管理制度（非公募）で運営
 （社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会）

イ．ア以外の市

松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター：

令和6年4月～令和11年3月まで 指定管理制度（公募）で運営
 （社会福祉法人松阪市社会福祉協議会）

2. 指定管理者制度の活用により期待できる効果等

(1) 施設の効果的・効率的な管理運営が図られているか

本施設は本市の総合的な福祉の拠点であり、地域福祉推進の中核を担う名張市社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、保健及び福祉等の関係機関との連携など、その役割の発揮と施設の有効活用の相乗効果が見込まれます。

(2) 市民サービスの向上が図られているか

利用者アンケートの実施等により、利用者のニーズを把握し、必要な事業運営の見直しにつなげるなど、施設の利用者に対するサービスの向上に取り組んでいます。

また、施設の利用を通じた福祉関係団体やボランティアセンター登録団体等の活動支援や、保健師等による高齢者等への専門職による相談支援など、総合的な福祉の拠点施設としてのサービス提供を進めています。

(3) 経費抑制等の効果が図られているか

本施設内に事務所を有する名張市社会福祉協議会の職員が指定管理における管理業務担当者を兼務する形で配置されており、指定管理における人件費支出額がその分低く抑えられています。

(4) 予算措置の考え方（利用料金制、指定管理料、財源等）

指定管理者が行う業務の範囲や内容、管理業務やサービス等に対する要求水準をもとに、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算するとともに、「利用料金収入」等を勘案し予算措置をします。

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めないこととします。

ただし、老朽化等に起因する修繕や部品の交換等（以下「修繕等」という。）は、指定管理者が実施することとしますが、年間の修繕等の累計額が200万円を超える場合には名張市の負担で実施します。指定管理者の年間の修繕等の累計額が200万円に達しない場合については、その差額は名張市に返還することとします。

なお、令和7年度は総合福祉センター3階の一部においてユースプレイス設置のための施設改修等を予定していることから、これに起因して指定管理料に影響が生じる場合は、市と指定管理者との協議を踏まえ、必要となる指定管理料の見直しを年度途中に行います。

施設の管理運営業務に係る収支状況

施設名 名張市総合福祉センターふれあい

区分	項目	R5決算額（円）			R6予算額（円）			R7積算案（円）	備考
		総合福祉センター	老人福祉センター	合計	総合福祉センター	老人福祉センター	合計		
収入	指定管理料	41,461,282	26,071,000	67,532,282	44,496,000	30,279,000	74,775,000	68,000,000	
	参加費収入	152,020		152,020	140,000		140,000	152,000	卓球参加費
	利用料収入	2,497,032	1,575,950	4,072,982	2,622,000	1,800,000	4,422,000	4,139,000	1～2F貸室、3F生きがい交流スペース利用料（@200円）、駐車場利用
	賃貸料収入	1,326,269		1,326,269	1,275,000		1,275,000	1,327,000	他法人分担金（水道光熱費、清掃）自販機電気代負担分
	補助金収入	1,562,045	1,333,154	2,895,199	0	0	0	0	物価高騰対策支援金
	雑収入	14,300	42,060	56,360	1,535,000	18,000	1,553,000	0	積立基金取崩収入等
	収入合計	47,012,948	29,022,164	76,035,112	50,068,000	32,097,000	82,165,000	73,618,000	
支出	人件費	8,104,392	3,315,280	11,419,672	9,258,000	4,088,000	13,346,000	22,307,000	事務職・福祉職等
	事業費	34,430,293	23,809,865	58,240,158	38,043,000	27,535,000	65,578,000	48,017,000	水道光熱費、業務委託費（R5・6は福祉バス含む）、賃借料、消耗品費
	事務費	2,609,798	420,142	3,029,940	2,731,000	438,000	3,169,000	3,222,000	通信運搬費、租税公課費、事務局経費
	負担金	36,000	36,000	72,000	36,000	36,000	72,000	72,000	
	支出合計	45,180,483	27,581,287	72,761,770	50,068,000	32,097,000	82,165,000	73,618,000	
収支		1,832,465	1,440,877	3,273,342	0	0	0	0	